

静岡県医療健康産業研究開発センター
指定管理者募集要項

令和2年9月

静岡県

目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	募集の概要	2
4	業務の範囲	3
5	要求する業務水準	3
6	リスク管理、役割分担及び保険加入等	4
7	自主事業の実施	4
8	利用料金制度	4
9	使用料の徴収	5
10	指定管理料	5
11	公租公課の取り扱い	6
12	指定管理者の募集・申請手続き	6
13	指定管理者候補者の審査及び選定	9
14	外部評価、モニタリングの実施	10
15	環境に配慮した取組	10
16	法令等の遵守	10
17	事業の継続が困難となった場合における措置	10
18	業務の引継ぎ	11
19	問い合わせ及び申請書類提出先	11
様式		
1	説明会参加申込書（様式第1号）	12
2	質問書（様式第2号）	13
3	指定管理者指定申請書（様式第3号）	14
4	管理運営に関する事業計画書（様式第4号）	15

1 施設の設置目的

医療健康分野における県民の経済基盤を確立することにより、ファルマバレープロジェクトの一層の推進を図り、もって世界一の健康長寿県(県民が健康な生活及び長寿を享受することのできる世界に誇るべき社会)の形成に資することを目的として設置する。

2 施設の概要

- (1) 名称 静岡県医療健康産業研究開発センター
- (2) 所在地 駿東郡長泉町下長窪 1002 番 1 号
- (3) 敷地面積 43,608.22 m²
- (4) 建築面積・延床面積・階数・構造

区分	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	階数	構造
北棟	1,509.95	4,330.35	3 階	R C 造
別棟	1,319.56	2,543.44	2 階	S R C 造
渡り廊下棟	210.51	309.02	2 階	S 造
研究開発生産棟	1,193.50	2,186.29	2 階	S 造
開発生産 A 棟	554.40	513.50	1 階	S 造
開発生産 B 棟	1,109.26	1,032.80	1 階	S 造
倉庫	10.80	10.80	1 階	C B 造
中央棟	495.94	1,358.00	3 階	S 造
南棟	1,571.58	4,569.69	3 階	R C 造
合計	7,975.50	16,853.89		

- (5) 主な施設

施設		面積	
北棟	1 階	管理事務室	79.24 m ²
		休憩室	119.81 m ²
		医学図書館	32.12 m ²
		静岡がんセンター事務室	63.11 m ²
	2 階	リーディング機関研究開発生産施設	752.79 m ²
	3 階		1,432.14 m ²
	1 階		1,449.48 m ²
研究開発生産棟	1 階		1,173.50 m ²
	2 階		1,012.79 m ²
別棟	1 階		1,183.44 m ²
		防災倉庫	43.20 m ²
開発生産 A 棟	1 階		513.50 m ²
開発生産 B 棟	1 階	地域企業開発生産施設	1,043.60 m ²
倉庫	1 階		

施設		面積		
中央棟	1階	風除室	19.00 m ²	
		搬入口	79.06 m ²	
		常設展示場 (※)	73.20 m ²	
		ホール (一部にモデルルーム整備中) (※)	91.57 m ²	
		受付・控室	16.80 m ²	
		警備員室	17.93 m ²	
	2階	食堂	158.92 m ²	
		厨房・厨房事務室等	128.01 m ²	
		談話コーナー	29.95 m ²	
	3階	交流ホール	236 m ²	
南棟	1階	研究開発室	101～105号室	56.95 m ²
		試作室	1、2	56.95 m ²
		ファルマバレーセンター事務室		577.55 m ²
	2階	研究開発室	201～205号室	56.95 m ²
			206号室	32.34 m ²
			207～211号室	32.12 m ²
			212号室	56.32 m ²
			213号室	89.52 m ²
		試作室		32.34 m ²
		ファルマバレーセンター連携室		64.46 m ²
		休憩室兼食堂		64.46 m ²
	休憩室(更衣室、シャワー室)		56.95 m ²	
	3階	研究開発室	301～305号室	56.95 m ²
		大会議室		161.80 m ²
		中会議室 1～4		64.68 m ²
		小会議室 1～4		32.34 m ²
		静岡がんセンター研修室		64.68 m ²
	駐車場 (一般駐車場及び専用駐車場)		469 台	

※中央棟1階の常設展示場及びホールの面積は、令和2年度中に整備する「健康長寿・自立支援プロジェクト モデルルーム」の整備状況により変更する可能性があります。

3 募集の概要

(1) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (5年間)

(2) 選定方法

指定管理者は公募します。静岡県医療健康産業研究開発センター指定管理者審査委員会により審査を行い、指定管理者候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

指定管理者候補者と県は、業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、指定管理期間中の全てにわたる基本的事項を定めた協定（基本協定）及び各年度の業務内容の確認や各年度の指定管理料の支払額等を定めた年度毎の個別協定（年度協定）を締結します。

協定に必要な費用はすべて指定管理者候補者の負担とします。

4 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 入居者支援の企画及び実施に関する業務
- (2) 連携・交流事業の企画及び実施に関する業務
- (3) センター施設の提供及び活用に関する業務（センターの使用の許可を除き、下記を含む）
 - ・ 休館日の決定
 - ・ 会議室の使用承認、供用日及び供用時間の決定、優先使用、利用料金の設定
 - ・ 設置目的に資する利用の促進
- (4) 利用者サービスに関する業務（下記の内容を含む）
 - ・ ワンストップ機能の発揮
 - ・ 常設展示場・試作室の提供
 - ・ 医学図書館の活用
 - ・ 少量危険物倉庫の提供
 - ・ 防災倉庫（令和2年度整備）の提供
 - ・ 食堂の運営、自動販売機の設置等
- (5) 危機管理及び施設の維持管理に関する業務
- (6) 使用料の徴収に関する業務
- (7) 共益費（光熱水費等）の徴収及び公共料金等の請求者に対する支払いに関する業務

5 要求する業務水準

- (1) 運営の指標
 - ・ 静岡県ファルマバレープロジェクト戦略計画に基づいた運営とする
 - ・ 事業化・製品化件数 20 件以上、共同研究契約件数 10 件以上及び入居者課題に対する解決策等紹介件数 50 件以上を期間中の目標数値とする
- (2) 経営努力目標
 - ・ 目標数値 会議室の利用率 35%以上、交流ホールの利用率 30%以上
- (3) 管理の指標
 - ・ 利用者の安全確保を最優先とした管理を行うこと
 - ・ 危機管理の責任者を明確にし、平常時から危機の未然防止に最大限努めること
 - ・ 連絡体制の整備、危機管理計画やBCP計画（事業継続計画）の作成、研修・訓練の実施など危機が発生した場合に備えた準備を進めること
 - ・ 「県有施設における感染防止方針」等により、新型コロナウイルス感染対策を講じること
 - ・ 入居者の管理体制を確認するとともに、施設全体で調和及び連携した管理を行うこと
 - ・ 入居者が原則 24 時間使用可能とする管理を行うこと

- ・南棟 1 階及び 2 階の研究開発室の一部について、一般来場者等の入出制限を行うこと
- ・施設利用者の利用動向や意向・意見等を把握し、センターの管理運営に資するために利用者満足度調査等を実施し、サービスの向上に努めること
- ・詳細は、「静岡県医療健康産業研究開発センター管理業務仕様書(以下「管理業務仕様書」)を参照してください。

6 リスク管理、役割分担及び保険加入等

(1) リスク管理に関する事項

事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵による場合は、県も原因の程度に応じて責任を負うものとします。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

(2) リスク分担及び役割分担

県及び指定管理者等のリスク分担並びに役割分担については、管理業務仕様書に定めます。

(3) 保険への加入

施設賠償責任保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、施設の特性を踏まえて必要な保険に加入してください。この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。なお、契約内容について最低限の基準は下記のとおりとします。

- ・ 損害賠償責任保険加入 本施設全域
- ・ 対人賠償 被害者 1 名につき 10 億円以上 1 事故 10 億円以上
- ・ 対物賠償 1 事故につき 10 億円以上

7 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、あらかじめ県の承認を受け、自主事業（利用料金以外の料金を徴収し、又は徴収しないで、イベントの開催、物品の販売、役務の提供などを行うこと）を企画・実施し、自らの収入とすることができます。

8 利用料金制度

(1) 利用料金について

交流ホール及び会議室の利用料金は、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例で定める上限の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定め、公表することとします。

利用料金（指定管理期間終了後のセンターの利用に係るものを除く。）は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができます。

具体的には、センターの管理規程において規定されており、センターの管理運営に関する会議に使用する場合、又は、天災その他の災害による緊急時において、周辺住民等の避難場所等として使用する場合について減免できます。

(3) 利用者の利便性の向上

交流ホール及び会議室の供用にあたっては、予約方法、使用承認及び利用料金収受等において入居者の利便性を図るものであることとします。

9 使用料の徴収

(1) 使用料の徴収

リーディング機関研究開發生産施設、地域企業開發生産施設、研究開発室及び専用駐車場の使用料については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、指定管理者に徴収を委託することとし、協定書に徴収委託の項目を定めることとします。

なお、徴収事務に係る費用は、指定管理料に含まれます。

(2) 専用駐車場の使用

専用駐車場の使用申請があった場合は、速やかに申請書を知事あてに送付することとし、使用が承認された時は、使用料を徴収することとします。

(3) 使用料の減免

指定管理者の裁量により減免することは出来ません。

10 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理者は、利用料金等のほか、県が支払う指定管理料をもって、センターの管理運営に必要な経費を賄うこととします。

県は、事業計画書において提示のあった金額に基づき、次の額を上限額として協定書で年度ごとに指定管理料を定めます。指定管理料の支払いの時期や方法については、別途協議することとします。

年度	指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和3年度	54,800,000円
令和4年度	54,800,000円
令和5年度	54,800,000円
令和6年度	54,800,000円
令和7年度	54,800,000円

(2) 空室に伴う共益費と精算

研究開発室等の空室に伴う共益費は、指定管理料に含まれます。県が算出した次の見込額を収支計画に計上してください。なお、毎年度、実績に応じて精算することとします。

年度	指定管理料の上限額を含む空室に伴う共益費見込額
令和3年度	905,000円
令和4年度	905,000円
令和5年度	905,000円

令和 6 年度	905,000 円
令和 7 年度	905,000 円

11 公租公課の取り扱い

消費税及び地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、すべて指定管理者の負担とします。

12 指定管理者の募集・申請手続き

(1) 申請資格

申請資格は、法人その他の団体（以下「法人等」）とし、個人による申請や同一の申請者による複数の申請は受け付けません。グループによる申請の場合は、代表となる法人等を定めてください。申請書提出後の代表団体及び構成団体の変更及び追加は認めないものとします。

また、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第 19 条に掲げる基準のいずれにも該当する法人等である必要があります。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ③ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む）がなされている者
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、同法第 33 条第 1 項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。)
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑩ 指定管理者審査委員会委員と資本面その他で関連ある者

(3) 申請手続きスケジュール

① 募集要項の配布

配布期間：令和 2 年 9 月 3 日(木)から 9 月 18 日(金)までの平日
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

配布場所：静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課(県庁東館 7 階東側)
※県ホームページからダウンロードすることも可能です。

② 現地説明会

実施期間：令和 2 年 9 月 11 日(金)午後 2 時 00 分から
場 所：静岡県医療健康産業研究開発センター(所在地：駿東郡長泉町下長窪 1002-1)
参加人数：各法人等 2 名以内(グループ申請の場合は、1 グループで 2 名以内)
申込方法：参加申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「19 問合せ先及び申請書類提出先」へ 9 月 10 日(木)正午までにお申し込みください。

③ 募集に関する質問

受付期間：令和 2 年 9 月 14 日(月)午前 8 時 30 分から
令和 2 年 9 月 23 日(水)午後 5 時 15 分まで
送付方法：質問書(様式第 2 号)に記入の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「19 問合せ先及び申請書類提出先」へ受付期間内に送付してください。
※募集要項等の内容等に関する、電話・口頭による質問は受け付けません。
回 答 日：令和 2 年 9 月 30 日(水)(予定)
回答方法：ファックス又は電子メールにて回答します。
また、質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県のホームページで公開します。

④ 申請書類の受付

受付期間：令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 2 年 10 月 9 日(金)まで
提出方法：「19 問合せ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。
持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
郵送の場合は、10 月 9 日(金)午後 5 時 15 分必着とします。

(4) 申請書類等

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は、原本1部、副本7部です。

No.	書類名
①	指定管理者指定申請書（様式第3号）
②	事業計画書（様式第4号）
③	定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
④	法人登記事項証明書 （法人以外の団体の場合、代表者の住民票の写し）
⑤	法人等の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
⑥	県内における医療健康分野に係る産業の振興に寄与する活動を説明する書類
⑦	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
⑧	直近3年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税）又はそれに代わるもの
⑨	直近3年間の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）又はそれに代わるもの
⑩	法人等の役員名簿
⑪	建物の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がある場合）
⑫	グループ申請の場合に提出する書類 ・構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状

(5) 申請に際しての留意事項

①申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

②申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ・申請者の制限に掲げる事項に該当すると判明した場合
- ・複数の事業計画書を提出した場合
- ・申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者審査委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合（ただし、接触又は文書等の送付においては、企業等の支援及び産業振興事業の執行に必要な場合で時期の変更が不可能な場合を除く。）
- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ・県が支払う指定管理料について、事業計画書において県が示している上限額を超える提示をした場合
- ・その他不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 申請書類の取扱い

事業計画書等の申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。

ただし、県が指定管理者候補者の選定結果の公表等において必要と認めるときは、指定管理者候補者として選定された申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、選定結果の公表に必要な範囲でその他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

申請書類において、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

なお、指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定の手続き終了後（12月下旬以降）、申請者に返却します。返却するのは原本のみです。

13 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 選定方法・指定管理者審査委員会

指定管理者審査委員会において、申請書類やプレゼンテーションの内容について評価し、指定管理者候補者を選定します。

指定管理者審査委員会（プレゼンテーション審査）は、令和2年10月16日（金）に開催する予定です。詳細は、申請書類の受付後に連絡します。

指定管理者審査委員会の委員は次のとおりです。

氏名	所属・役職
岩城 徹雄	(一財) アグリオープンイノベーション機構 専務理事兼事務局長
鈴木 素子	税理士
竹村 祐輔	中小企業診断士
廣部 雅昭	東京大学名誉教授
高山 俊幸	駿東郡長泉町 都市環境部長

(2) 審査基準及び審査項目・配点

指定管理者審査委員会における選定基準は、次のとおりです。

なお、指定管理者審査委員会において、指定管理者候補者として適当と認められる申請者がいないと判断された場合は、指定管理者の選定を行わない場合があります。

区 分	項 目	配点
1 団体の事業遂行能力	・ 事業の実施における基本的考え方	1 5
	・ 医療健康産業振興の県内取組実績	
	・ 財務状況（貸借対照表・損益計算書等）	
2 組織体制に関する計画	・ 職員の配置計画	1 5
	・ 職員の教育研修計画	
	・ 苦情に対する方策	
3 サービス向上、利用増進に関する計画	・ 入居者支援事業の計画	3 0
	・ 連携、交流事業の計画	
	・ 会議室の利活用	
	・ 利用者サービスの計画	
4 施設管理に関する計画	・ 効率的な維持管理のための方策	1 0
5 利用者の安全確保に関する取組	・ 危機管理体制の構築	2 0
	・ マニュアル作成、研修等の実施	
	・ 点検・予防の徹底	
6 経営に関する計画	・ 収支計画	1 0
	・ 管理経費の節減等	
合 計		1 0 0

(3) 選定結果の通知と公表

指定管理者審査委員会での審査結果に基づき、県が指定管理者候補者を選定し、選定結果は、申請者に対して書面で通知した後、県のホームページで公表します。

14 外部評価、モニタリングの実施

(1) 事業実施計画書・事業報告書の提出

事業実施計画書（年次）及び事業報告書（月次、年次）を作成し、提出していただきます。その他、必要に応じて県が実地調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

(2) 評価委員会（年度評価及び期間評価）への出席

指定管理業務に実施において、県が開催する評価委員会に出席し、委員の外部評価を受け、指定管理業務の改善に努めるものとします。なお、評価委員会の結果は公表します。

(3) 利用者満足度調査の実施

施設利用者の声を業務に反映するため、施設利用者の利用動向や意向・意見等を把握し、センターの管理運営に資するために利用者満足度調査等を毎年度実施することとします。

15 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を促進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めることとします。

16 法令等の遵守

管理業務を行うに当たっては、次の関係法令等その他センターの管理を行う上で必要な法令等を遵守してください。

- ・地方自治法、同法施行令
- ・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例、同施行規則ほか関係する各規程
- ・建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、その他施設の維持管理等に関する関係法令
- ・静岡県個人情報保護条例
- ・その他関係法令等

17 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。

この場合、指定管理者は、県に対して、協定書で定める違約金を支払うほか、事業の継続が困難となったことと相当因果関係のある損害（損害の額が違約金の額を超過する部分に限る。）を賠償するものとします。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行うものとします。なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。

18 業務の引継ぎ

- ・指定期間開始前に申し込まれた施設の利用申請やその他必要なデータ等については、原則として現管理者から引き継いでいただきます。
- ・指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、原則として、センターを指定管理期間開始前の状態に回復して県又は次期指定管理者に引き継いでいただきます。
- ・次期指定管理者による引継ぎ及び業務の準備のために発生する費用は、次期指定管理者の負担となります。
- ・指定管理期間内に収受した利用料金のうち、指定期間終了後のセンターの利用に係るものは、次期指定管理者又は県に引き継ぐこととします。

19 問い合わせ及び申請書類提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部 産業革新局 新産業集積課（県庁東館7階）

電話番号：054-221-2985

ファックス：054-221-3615

電子メール：trc@pref.shizuoka.lg.jp

説明会参加申込書

令和 年 月 日

法人名	
所在地	
代表者氏名	

担当者

部署名	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

説明会出席者

部署名	氏名

質 問 書

令和 年 月 日

企業名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

記載書類	ページ	質問内容

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者の氏名 ㊟
(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県医療健康産業研究開発センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第 18 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書
法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類
 - ・法人等の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - ・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近 3 年分）
 - ・直近 3 年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税）又はそれに代わるもの
 - ・直近 3 年間の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）又はそれに代わるもの
 - ・法人等の役員名簿
 - ・建物の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がある場合）
 - ・（グループ申請の場合）構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状

管理運営に関する事業計画書

申請者

- 1 団体の職務遂行能力・組織体制
 - (ア)事業の実施に対する基本的な考え方
 - (イ)人員配置計画、組織図
 - (ウ)職員の研修計画
 - (エ)苦情に対する方策

- 2 事業計画
 - (ア)入居者支援事業の計画
 - (イ)連携・交流事業の計画
 - (ウ)会議室の活用計画
 - (エ)利用者サービスの計画

- 3 施設管理に関する計画

- 4 危機管理体制
 - (ア)危機管理体制の構築
 - (イ)危機管理体制の担保
 - (ウ)事故防止の取組み

- 5 経営管理
 - (ア)収支計画
 - (イ)利用料金の設定
 - (ウ)管理経費の節減
 - (エ)自主事業の計画